

# 守山市教育委員会會議録

令和 7 年第 11 回定例会  
(令和 7 年 11 月 20 日)

守山市教育委員会

## 令和 7 年第 11 回守山市教育委員会（定例会）会議録

○ 日 時 令和 7 年 11 月 20 日（木）

開会時刻 午後 1 時 30 分

閉会時刻 午後 3 時 00 分

○ 場 所 守山市役所 2 階 防災会議室

○ 出席委員等 教育長 辻 本 長 一

委 員 吉 田 郁 雄 委 員 岩 井 知 子

○ 説 明 員

教育部長	神 藤 高 敏	教育部理事	池 田 あづさ
教育部次長	中 野 浩	教育部次長	吉 澤 有 里
教育部次長	池 田 初 美	教育総務課長	寺 畑 学
学校教育課長	岡 田 伊津子	こども政策課長	木ノ切 由美子
保育幼稚園課長	井 口 暢 之	社会教育・文化振興課長	川 中 彰 彦
スポーツ振興課長	野 洲 好 範	文化財保護課長	池 内 秀 明
図書館長	西 村 克 子	図書館副館長	佐 藤 志 歩
保健給食課長補佐	中 井 孝 司	教育部専門員	飯 島 秀 子
学校教育課係長	竹 村 直 也	人事課係長	大 永 浩 史

	(開会：午後 1 時 30 分)
教育長	<p>これより令和 7 年第 11 回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>なお、本日は福田委員および高倉委員が所用のため欠席ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条で定められている教育長及び在任委員の過半数の出席の条件を満たしていることから、本会議は有効に成立しましたことを報告します。</p> <p>それでは、これより本日の議事日程により進めます。</p> <p>まず、日程第 1 、令和 7 年第 10 回教育委員会会議録の承認についてをご覧ください。こちらにつきまして、ご意見等はございませんか。</p> <p>ないようありますので、令和 7 年第 10 回教育委員会定例会の会議録は、異議がないものとして承認いたします。</p> <p>次に、日程第 2 、教育長の業務報告を致します。</p>
	<b>【教育長 業務報告】</b>
教育長	<p>只今の報告に関しましてご質問等ございませんか。</p> <p>ないようありますので、これで教育長の業務報告を終わります。</p> <p>これより日程第 3 、審議事項に入ります。</p> <p>それでは、まず議第 33 号「教育財産の取得の申出に係る教育長の臨時代理の承認について」の件を議題と致します。</p> <p>議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<b>【教育総務課長が資料により説明】</b>
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。
吉田委員	議案説明書の赤い箇所が対象の不動産という認識でよろしいか。
教育総務課長	委員仰せの通り、学校敷地に面して赤色が塗られている箇所が今回取得対象の 5 箇所です。
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようありますので、これで質疑を終わり採決致します。</p> <p>お諮りします。議第 33 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>

各委員	【異議なしの声あり】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に、「令和7年度守山市一般会計補正予算（第6号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について」の件を議題と致します。</p> <p>議件について、関係課長および図書館長から順次、提出議案の説明を求めます。</p>
関係課長等	【関係課長等が資料により説明】
教育長	<p>只今の説明について、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようありますので、次に、繰越明許費の補正について、教育総務課長から説明を求めます。</p>
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	<p>只今の説明に対しまして、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようありますので、次に、債務負担行為の補正について、関係課長から説明を求めます。</p>
関係課長等	【関係課長等が資料により説明】
教育長	そうしましたら、只今の説明に対しまして、ご質問等ございませんか。
吉田委員	森林環境学習「やまのこ」事業バス借上料について、議案説明書の右側に財源内訳が記載されていますが、どのようにして振り分けられていますか。
学校教育課係長	当事業は県補助事業ですので、県支出金を充てているものです。
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようありますので、これで質疑を終わり採決致します。</p> <p>お諮りします。それでは、議第34号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>

各委員	<b>【異議なしの声あり】</b>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>それでは次に、議第 35 号「令和 7 年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<b>【学校教育課長が資料により説明】</b>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等はございませんか。</p> <p>ないようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。</p> <p>お諮りします。それでは、議第 35 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<b>【異議なしの声あり】</b>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第 36 号「守山市附属機関設置条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<b>【教育総務課長が資料により説明】</b>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>では、ないようでありますので、これで質疑を終わり採決致します。</p> <p>お諮りします。議第 36 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<b>【異議なしの声あり】</b>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第 37 号「守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について」</p>

	の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。
教育総務課長	【教育総務課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。
吉田委員	長らく改定されていませんでしたが、今回は消費者物価指数など基準を満たしたため改定となったと考えてよろしいか。
人事課係長	改定基準はございませんが、長年据え置かれていたものを令和7年度までの公務員賃金の改定率等を考慮した上で、今回の増額改定に至ったものです。
吉田委員	今後、仮に消費者物価指数が継続的に上昇し、それに伴い地方公務員の給料が3年で10%上昇した場合、今回の改定から期間は短いが改定をする可能性があるということですか。
人事課係長	その場合は、守山市特別職等審議会にお諮りし、審議会より改定の答申をいただければ、短期間でも改定の可能性はあります。
吉田委員	報酬は物価動向や民間水準などの客観的なデータに基づき審議すべきであり、審議会が明確な基準を定めないままでは、恣意的な運用に陥るおそれがあります。審議会は信用していますが、やはり一定のガイドラインやルールを設けるべきだと考えますので、その点について今後、確認をお願いします。
教育長	ご意見ありがとうございます。 他にございませんか。 ないようありますので、これで質疑を終わり採決致します。 お諮ります。議第37号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。

	<p>次に、議第 38 号 「使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、関係各課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長等	【教育総務課長が資料により説明後、各使用料等について順次説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。
吉田委員	施設によっては指定管理者制度を利用していますが、今回の使用料改定により指定管理料に影響はあるものですか。
文化財保護課長	<p>例えば大庄屋諏訪家屋敷は公益財団法人守山市文化体育振興事業団が指定管理者として運営しており、利用料金制を採用しています。入館料や貸室使用料は、指定管理者の収入となる仕組みです。</p> <p>ただし、これらの料金は当該条例で定められた使用料を上限とし、市の承認を得たうえで指定管理者が決定することになっています。大庄屋諏訪家屋敷では今回、使用料の上限を現行の 1.2 倍まで引き上げる改定を行いますが、指定管理者の裁量により、従来どおりの料金を据え置くことも可能です。料金を引き上げれば収入は増える一方で、利用が減少すれば収入が減るおそれもあります。こうした判断は指定管理者に委ねられていると考えています。</p>
吉田委員	<p>つまり利用者数が同じであれば、使用料が上がることによって指定管理者の収入が増えるということですね。</p> <p>では使用料改定に合わせて市と指定管理者間の協定金額変更はされないのでしょうか。</p>
文化財保護課長	協定書の変更はいたしません。
吉田委員	大庄屋諏訪家屋敷の指定管理者を更新される際に、指定管理料を定められたが、使用料が上がることを前提とした指定管理料ではなかったのではないかでしょうか。指定管理者から使用料を上げなければ運営できないという声があがっていないのであれば、使用料をあげる必要はないのではないかでしょうか。
文化財保護課長	今回の改正は、守山市財政改革プログラムに基づき、受益と負担の公

	<p>平性を確保するため、使用料および手数料等について、3年毎に見直し等を行おうとするもので、指定管理者制度に関係なく、原則として全ての市有施設を対象に料金改定を行うものです。</p> <p>ただし、先ほど申し上げましたとおり、施設の利用料は、この条例で定める金額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることになっていますので、条例で定める使用料は仮に3時間1,000円だとしても、指定管理者が800円にしたいということで市の承認を取れば、800円で運用することは可能です。</p>
吉田委員	デフレの時期に、使用料を引き下げたことはありましたか。
文化財保護課長	<p>これまでに、引き下げたことはなかったと記憶しております。</p> <p>使用料の改定額を算定すると、その額が大変高額になるような公共施設も珍しくありません。このため、市民が利用しやすいよう改定の上限を設けて使用料を抑えているのが実情です。算定の基礎となっている人件費や維持管理費が大幅に下がらない限りは使用料を引き下げるとはおそらくないと思います。</p>
吉田委員	使用料を引き上げると利用者が減り、結果として総収入が減少するリスクがありますよね。使用料を改定するにあたり、指定管理者の同意を求める事はないのでしょうか。
文化財保護課長	条例で定められた使用料を上限とし、指定管理者の裁量により、従来どおりの料金を据え置くことも可能ですので、指定管理者の同意を得る必要はないと考えます。
吉田委員	では協定書には、使用料が上がった結果、指定管理者の収入が想定より減少した場合でも、市は損失を保証しない旨が記されていますか。
文化財保護課長	協定にはそこまでの詳細は記載されておらず、最終的に、使用料は指定管理者が定めることができるので、指定管理者の経営判断によるところと考えます。
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようありますので、これで質疑を終わり採決致します。</p> <p>お諮りします。議第38号については、原案のとおり同意することに</p>

	ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第 39 号 「守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、こども政策課長から提出議案の説明を求めます。</p>
こども政策課長	【こども政策課長が資料により説明】
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようありますので、これで質疑を終わり採決致します。</p> <p>お諮りします。議第 38 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>これで審議事項を終ります</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に入ります。</p> <p>まず、「守山ラーケーションの日の取組状況と今後について」学校教育課長から説明を求めます。</p>
学校教育課長	【学校教育課長が資料により説明】
教育長	只今の説明について、ご質問等ございませんか。
岩井委員	これから子どもたちの学びの場は、学校だけにとどまらず、さまざまな人との出会いや多様な経験ができる場へと広がっていくことが重要です。こうした観点から見ると、ラーケーションは非常に意義のある取り組みだと感じます。今年度は特に国スポ・障スポ、それに万博といった特別な行事が重なった年で、保護者の理解も得やすかったのではない

	<p>かと思います。</p> <p>その一方で事情によりラーニングに参加できないご家庭にとっては不公平と感じる保護者もいるでしょう。また、今年は3日間の実施でしたが、学年が上がるにつれて授業を抜けた分の影響は大きくなります。抜けた授業の学習をどのように保障するのか、保護者からその点について懸念や要望は出ていませんでしたか。</p>
学校教育課長	<p>まず、学びの保障については学校側からは特に大きな懸念の声は聞いておりません。各家庭での活動が学習の代わりになると納得した上で計画書を提出していただいていると認識をしております。</p> <p>また、家庭の事情により利用が難しいところに関しても、必ず3日間ラーニングを取得という運用ではありません。ご家庭や子どもたちのスケジュールに合わせて有意義な活動をしていただくこと目的で取得できる、という共通理解をしています。</p> <p>来年度は今年度の様に国スポ・障スポや万博などの大きなイベントが重なったケースとは異なりますので、状況を見ながら運用を検討していきたいと思います。</p>
岩井委員	<p>ラーニング等を実施している他市町や県の状況について情報収集を行いながら検討いただきたいと思います。</p> <p>今後の方向性として年間3日間をより長くするのか短くするのか決まっていますか。</p> <p>また現時点での取得率19.2%は想定通りですか。</p>
学校教育課長	<p>まず、取得日数については既にラーニングを実施している団体の状況を参考にした結果、現段階では3日間が妥当と考えています。</p> <p>また、取得状況については県が各市町の状況を集約しており、その結果が近日中に発表されるため、その発表を踏まえて判断したいと考えています。9月から10月にかけては、「やはりこの機会に見に行きたい」と参加された方の取得率が上がったと感じています。一方で、チケットを持ちながら行けなかったという事例も世間の情報としてあり、もう少し取得することを希望していた方もいたのではないかと考えています。</p>
吉田委員	<p>万博と国スポ・障スポ以外で取得された方はいらっしゃないのでしょうか。</p>

学校教育課長	他市や他県ではその他の活動を学びとして認めているところもありますが、本市において今年は県と同じ条件で、国スポ・障スポと万博に限定して実施しました。
吉田委員	学校からの主な意見にもあるとおり、今後、取得条件等で学校に混乱が生じないよう、教育委員会はしっかり主導してください。
教育長	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本制度は保護者の事情により土日に全く休めない方がいるという実情を踏まえて設けたものです。必ず取得しなければならないものではなく、100%の取得を目指す制度でもないと考えています。</p> <p>今、頂戴した意見を基に学校が困らないように教育委員会として方針を整え、様々な面で配慮しながら取り組んで参ります。</p> <p>事務局のほうで、他に報告事項はございませんか。</p>
事務局	ございません。
教育長	<p>これで報告事項を終ります。</p> <p>次に、日程第5、その他事項に入ります。</p> <p>まず、「守山市民生委員推薦会委員の推薦について」教育総務課長から説明を求めます。</p>
教育総務課長	【教育総務課長 説明】
教育長	<p>只今の件につきまして、さきに通知がありましたので事前に協議をいたしました。その結果、守山市民生委員推薦会委員には、高倉委員にお願いすることになりましたことを報告いたします。</p> <p>次に「寄付採納について」、「教育委員会関係行事について」および「教育委員会の日程等について」の説明は省略いたしますが、この件についてご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、事務局のほうから、他にありませんか。</p>
事務局	ございません。
教育長	<p>これで、その他事項を終ります。</p> <p>これをもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。</p>